

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月17日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成25年6月21日	64,050円	足立区梅田在住者	平成25年4月9日、区立梅田亀田公園に植樹されている樹木の根の伸長により隣接する共同住宅の排水枡が詰まり、当該排水枡の清掃作業その他の補修に係る損害を与えた。